

# JIS

## ハイパテキストマーク付け言語 (HTML)

JIS X 4156 : 2005  
(ISO/IEC 15445 : 2000)  
(JSA)

平成 17 年 3 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 情報技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	石 崎 俊	慶應義塾大学
(委員)	浅 野 正一郎	国立情報学研究所
	伊 藤 章	財団法人日本規格協会
	伊 藤 文 一	財団法人日本消費者協会
	岩 下 直 行	日本銀行
	岩 田 秀 行	日本電信電話株式会社
	大久保 彰 徳	社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	小 川 義 久	財団法人日本情報処理開発協会
	筧 捷 彦	早稲田大学
	河 内 浩 明	社団法人電子情報技術産業協会
	後 藤 志津雄	株式会社日立製作所
	小 町 祐 史	パナソニックコミュニケーションズ株式会社
	関 根 千 佳	株式会社ユーディット
	田 中 謙 治	総務省
	中井川 禎 彦	総務省
	成 田 博 和	富士通株式会社
	平 野 芳 行	日本電気株式会社
	伏 見 諭	社団法人情報サービス産業協会
	藤 村 是 明	独立行政法人産業技術総合研究所
	宮 澤 彰	国立情報学研究所
	山 本 泰	日本アイ・ビー・エム株式会社
	山 本 喜 一	慶應義塾大学
	渡 辺 裕	早稲田大学

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 12.10.20 改正：平成 17.3.20

官 報 公 示：平成 17.3.22

原 案 作 成 者：財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1573)

審 議 部 会：日本工業標準調査会標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：情報技術専門委員会 (委員長 石崎 俊)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット情報電気標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する工業標準化法第 12 条第 1 項に基づき、財団法人日本規格協会から工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって **JIS X 4156:2000** は改正され、この規格に置き換えられる。

今回の改正では、日本工業規格を国際規格に整合させるため、**ISO/IEC 15445:2000** [Information technology – Document description and processing languages – HyperText Markup Language (HTML)]の Correced version (2003-06)を基礎として用いた。

この規格の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任はもたない。

**JIS X 4156** には、次に示す附属書がある。

附属書 A (規定) SGML 宣言

附属書 B (規定) 実体、要素型及び属性

## 目 次

	ページ
序文.....	1
0. 導入.....	1
1. 適用範囲.....	1
2. 適合性.....	2
2.1 適合文書.....	2
2.2 検証システム.....	2
2.3 適合システム.....	3
2.4 文字集合の適合性.....	3
3. 引用規格.....	3
4. 定義.....	4
4.1 ブラウザ, 閲覧ソフトウェア.....	4
4.2 文字.....	4
4.3 文字符号化方式.....	4
4.4 文字レパトリ.....	4
4.5 符号位置.....	4
4.6 符号化文字集合.....	4
4.7 CRLF.....	4
4.8 フォームデータ集合.....	4
4.9 素片識別子.....	4
4.10 HTML ブラウザ.....	4
4.11 HTML 文書.....	4
4.12 ハイパリンク.....	4
4.13 (World Wide Web における) 利用者エージェント.....	4
5. 記号及び短縮形.....	4
5.1 HTML.....	4
5.2 HTML 4.0.....	4
5.3 HTTP.....	5
5.4 IANA.....	5
5.5 IETF.....	5
5.6 RFC.....	5
5.7 SGML.....	5
5.8 URI.....	5
5.9 URL.....	5
5.10 WWW.....	5
5.11 W3C.....	5

6. 要件	5
7. 引用規定の利用	5
8. 一般規定	5
8.1 バイト順	6
9. 呼出し	6
9.1 文書型宣言	6
9.2 体系サポート宣言	6
9.3 DTD 中のコメント	6
10. DTD の入手可能性	6
11. スタイル	6
12. HTML におけるコメント	7
附属書 A (規定) SGML 宣言	8
附属書 B (規定) 実体, 要素型及び属性	10
解 説	24

白 紙

# ハイパテキストマーク付け言語 (HTML)

## HyperText Markup Language (HTML)

**序文** この規格は、2000年に第1版として発行された ISO/IEC 15445 [Information technology—Document description and processing languages—HyperText Markup Language (HTML)]の Corrected version(2003年発行)を翻訳し、技術的内容を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある“参考”は、原国際規格にはない事項である。

**0. 導入** ハイパテキストマーク付け言語 (HTML) は、ISO 8879—標準一般化マーク付け言語 (SGML) の応用とする。HTML は、ハイパテキスト文書を構造化し、文書中に別の文書を指す参照情報を置くための簡単な手段を、提供する。この規格は、World Wide Web Consortium (以下、W3C という。) の勧告 HyperText Markup Language (HTML) 4.0 Specification を洗練化している。つまりこの規格は、安定で成熟した機能の使用を強調し、認められている SGML の実行を表現する方法で、W3C の勧告の利用を条件付けて洗練化する規則を提供する。この規格に適合する文書は、W3C の勧告 HyperText Markup Language (HTML) 4.01 Specification (以下、W3C 勧告 HTML4.01 という。) が規定する厳密 DTD (strict DTD) にも適合する。

この規格は、適合システムと検証システムとの区別を明確化し、重視する。適合システムは、この規格に適合する文書を扱うときに正しく動作するが、適合しない文書を扱うときには正しく動作する必要はない。検証システムはもっと強力で、文書中の SGML エラー及び HTML エラーをすべて検出する。ブラウザは適合システムであることが多く、文書作成ツールは妥当性を検証する。

この規格は、エラー処理手続きを規定しない。

**備考** この規格は、読者が ISO 8879—標準一般化マーク付け言語 (SGML) を熟知していることを仮定している。読者が SGML の専門家でない読者は、Users Guide to ISO/IEC 15445 を参考にするのもよい。この手引きは、例えば、文書準備過程で使用される、SGML の技法の入手しやすい説明を提供している。

**1. 適用範囲** この規格は、ISO 8879 の SGML に適合する応用について規定する。この規格は、W3C 勧告 HTML4.01 の次に示す各節が規定する HTML 言語の使用方法を示す。さらに、W3C 勧告 HTML4.01 が規定する HTML 言語とこの規格が規定する HTML 言語とのすべての相違を示すことによって、HTML 言語の使用方法を明らかにする。

- a) 2 HTML4.0 への導入
- b) 5 HTML 文書表現
- c) 6 基本 HTML データ型 (6.5, 6.14 及び 6.16 を除く。)
- d) 7 HTML 文書の大域的構造